

福岡市葬祭場「刻の森」整備事業事業者検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、専門的かつ客観的な視点から事業者選定に関する評価項目・審査基準等について検討等を行うため、「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業事業者検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(委員会)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 実施方針に関すること。
- (2) 事業者募集要項及び事業者選定基準に関すること。
- (3) 事業者及び事業提案書の審査に関すること。
- (4) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる5人以内の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本協定を締結した日までとする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取)

第8条 市長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会は、福岡市情報公開条例第7条第2号、第4号及び第38条ただし書きに基づき、非公開とする。

(事務局)

第 10 条 委員会の庶務を処理するため、事務局を保健医療局生活衛生部生活衛生課に置く。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。